

○臨時的任用職員（教育職員を除く）における勤務条件の差異等について

		変更後	変更前																													
	年次休暇	任用期間／１年×２０日（端数切捨）	<table><tr><td>任用期間</td><td>付与日数</td></tr><tr><td>２月を超え３月を超えない期間</td><td>２日</td></tr><tr><td>３月を超え４月を超えない期間</td><td>３日</td></tr><tr><td>４月を超え５月を超えない期間</td><td>４日</td></tr><tr><td>５月を超え６月を超えない期間</td><td>５日</td></tr><tr><td>６月を超える期間</td><td>１０日</td></tr></table>	任用期間	付与日数	２月を超え３月を超えない期間	２日	３月を超え４月を超えない期間	３日	４月を超え５月を超えない期間	４日	５月を超え６月を超えない期間	５日	６月を超える期間	１０日																	
	任用期間	付与日数																														
	２月を超え３月を超えない期間	２日																														
	３月を超え４月を超えない期間	３日																														
	４月を超え５月を超えない期間	４日																														
	５月を超え６月を超えない期間	５日																														
	６月を超える期間	１０日																														
	病気休暇																															
	付与日数	必要と認められる期間	任用期間の月数（１月末満切捨て）×25/6(端数は四捨五入)																													
	取得単位	１日単位（教育長が特に認めた場合は時間単位可）	１日単位																													
給与	有給（ただし、当初３日間は無給）	無給																														
特別休暇																																
生理休暇	常勤職員同様に付与 （有給の期間は１年を通じて１３回以内）	<table><tr><td colspan="2">有給の期間は任用期間に応じて決定</td></tr><tr><td>任用期間</td><td>回数</td></tr><tr><td>１月に達するまでの期間</td><td>１</td></tr><tr><td>１月を超え２月に達するまでの期間</td><td>２</td></tr><tr><td>２月を超え３月に達するまでの期間</td><td>３</td></tr><tr><td>３月を超え４月に達するまでの期間</td><td>４</td></tr><tr><td>４月を超え５月に達するまでの期間</td><td>５</td></tr><tr><td>５月を超え６月に達するまでの期間</td><td>６</td></tr><tr><td>６月を超え７月に達するまでの期間</td><td>７</td></tr><tr><td>７月を超え８月に達するまでの期間</td><td>８</td></tr><tr><td>８月を超え９月に達するまでの期間</td><td>９</td></tr><tr><td>９月を超え１０月に達するまでの期間</td><td>１０</td></tr><tr><td>１０月を超え１１月に達するまでの期間</td><td>１１</td></tr><tr><td>１１月を超え１年末満の期間</td><td>１２</td></tr><tr><td>１年</td><td>１３</td></tr></table>	有給の期間は任用期間に応じて決定		任用期間	回数	１月に達するまでの期間	１	１月を超え２月に達するまでの期間	２	２月を超え３月に達するまでの期間	３	３月を超え４月に達するまでの期間	４	４月を超え５月に達するまでの期間	５	５月を超え６月に達するまでの期間	６	６月を超え７月に達するまでの期間	７	７月を超え８月に達するまでの期間	８	８月を超え９月に達するまでの期間	９	９月を超え１０月に達するまでの期間	１０	１０月を超え１１月に達するまでの期間	１１	１１月を超え１年末満の期間	１２	１年	１３
有給の期間は任用期間に応じて決定																																
任用期間	回数																															
１月に達するまでの期間	１																															
１月を超え２月に達するまでの期間	２																															
２月を超え３月に達するまでの期間	３																															
３月を超え４月に達するまでの期間	４																															
４月を超え５月に達するまでの期間	５																															
５月を超え６月に達するまでの期間	６																															
６月を超え７月に達するまでの期間	７																															
７月を超え８月に達するまでの期間	８																															
８月を超え９月に達するまでの期間	９																															
９月を超え１０月に達するまでの期間	１０																															
１０月を超え１１月に達するまでの期間	１１																															
１１月を超え１年末満の期間	１２																															
１年	１３																															
子の看護休暇	常勤職員同様に付与	任用期間６月につき２日（対象の子が２人以上の場合は４日）																														
短期介護休暇	常勤職員同様に付与	任用期間６月につき２日（要介護者が２人以上の場合は４日）																														
夏季休暇	７～９月の任用期間 １８日につき１日（最大５日） （端数切捨）	<table><tr><td>任用期間</td><td>付与日数</td></tr><tr><td>６月１日以前に任用</td><td>４日</td></tr><tr><td>６月２日から７月１日までの間に任用</td><td>２日</td></tr></table>	任用期間	付与日数	６月１日以前に任用	４日	６月２日から７月１日までの間に任用	２日																								
任用期間	付与日数																															
６月１日以前に任用	４日																															
６月２日から７月１日までの間に任用	２日																															
臨時的任用職員（教育長が定める職員に限る。）が就職活動を行う場合	廃止	１週間につき１回（無給）																														